

証券コード 7343
2022年6月14日

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株 主 各 位

東京都渋谷区恵比寿南一丁目5番5号
ブロードマインド株式会社
代表取締役社長 伊 藤 清

第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第21回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルスの感染が終息していない状況に鑑み、ご自身の健康状態にご留意いただき、体調がすぐれない場合などは、ご無理をなさらず、当日のご来場を見合わせていただき、書面による議決権行使をご推奨申し上げます。

書面によって議決権を行使する場合、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月28日（火曜日）午後7時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

- 記
1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午後1時
2. 場 所 東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号
渋谷東口ビル 1階 TKPガーデンシティ渋谷 ホールA
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
- 第21期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第21期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役5名選任の件
- 第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬支給の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.b-minded.com/>）に掲載させていただきます。

① 連結計算書類の「連結注記表」

② 計算書類の「個別注記表」

◎なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.b-minded.com/>）に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の2つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2022年6月29日（水曜日）午後1時

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2022年6月28日（火曜日）午後7時到着分まで

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、依然として新型コロナウイルス感染症の影響下にあり、引き続き一定の制限の下での経済活動が余儀なくされました。

当社グループでもお客様及び従業員の安全確保・感染拡大防止に一層留意しながらの営業活動となりましたが、このような環境の下、ライフプランニングの実施のほか、家計の見直しや保障・投資といった分野での金融サービスに対するニーズは高まっており、当社グループに対する相談も多く寄せられることとなり、新規相談受付件数は新型コロナウイルス感染症の拡大前と比較し、増加基調が続いております。

当社グループでは、お客様からのご相談に対し、自社で企画・開発したオンライン面談ツールの活用を通してお客様及び従業員の安全確保・感染拡大防止に留意しながら金融サービスを提供してきたほか、金融商品仲介業に関する提携金融機関の拡大、不動産を活用した相続対策ソリューションの提供など、お客様のニーズに合わせたソリューションの提供にも努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度における経営成績は、売上高3,622,255千円（前期比10.4%増）、営業利益491,474千円（同27.7%増）、経常利益513,630千円（同21.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益327,505千円（同15.8%増）となりました。

なお、当社グループはフィナンシャルパートナー事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は12,498千円で、その主なものは次のとおりであります。

五反田コールセンター開設費用	5,611千円
福岡コールセンター開設費用	1,459千円
インサイドセールスシステム「broadtalk」追加開発費	2,300千円

③ 資金調達の状況

当社は、2021年3月26日に東京証券取引所マザーズ市場に上場したことに伴い、オーバーアロットメントによる売出しに関連して行った、第三者割当増資による135,000株の新株発行により、2021年4月27日に100,602千円の資金調達を行いました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第18期 (2019年3月期)	第19期 (2020年3月期)	第20期 (2021年3月期)	第21期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売上高(千円)	—	—	3,281,941	3,622,255
経常利益(千円)	—	—	423,908	513,630
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	—	—	282,870	327,505
1株当たり当期純利益 (円)	—	—	61.79	61.91
総資産(千円)	—	—	3,680,089	4,064,318
純資産(千円)	—	—	2,704,048	3,113,090
1株当たり純資産 (円)	—	—	522.96	590.67

(注) 1. 当社では、2021年3月期の連結会計年度より連結計算書類を作成しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数により算出しております。

3. 当社は、2020年11月17日開催の取締役会決議により、2020年12月11日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。第20期(2021年3月期)の期首に当該

株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。

4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、第21期(2022年3月期)に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第18期 (2019年3月期)	第19期 (2020年3月期)	第20期 (2021年3月期)	第21期 (当事業年度) (2022年3月期)
営業収益(千円)	3,013,654	2,935,147	3,125,337	3,184,621
経常利益(千円)	481,909	272,071	424,285	402,216
当期純利益(千円)	339,404	169,508	283,642	250,928
1株当たり当期純利益(円)	74.27	37.09	61.95	47.43
総資産(千円)	2,656,388	2,823,800	3,526,858	3,709,531
純資産(千円)	1,698,855	1,845,514	2,553,426	2,850,424
1株当たり純資産(円)	371.67	403.76	493.83	540.82

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は、2020年11月17日開催の取締役会決議により、2020年12月11日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。第18期(2019年3月期)の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、第21期(2022年3月期)に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
Broad-minded America Properties, Inc.	10,000 (米ドル)	100.0%	不動産販売事業
Broad-minded Texas, LLC	—	100.0 (100.0)	不動産販売事業
M I R A I 株 式 会 社	15,000千円	100.0	不動産仲介事業 不動産販売事業

(注) 1. 議決権比率の () 書きは、子会社による間接保有比率であり内数であります。

2. 当事業年度の末日において特定完全子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

① 当社グループのサービスの認知度向上

当社グループでは1人でも多くのお客様と接点を持つことが継続的な課題であり、消費者及び提携先等からの認知度を高める必要があると考えております。当社グループの提供価値は、パーソナルファイナンスの領域において、今後もわが国ではより一層求められるものだと考えております。そこで、当社グループの提供価値を、広く適切に伝える必要があると考えております。具体的な対応策として、Webプロモーションを中心とした広告宣伝活動に注力するほか、広報活動を強化してまいります。

② 優秀な人材の確保及び育成

営業部門組織の質・量の拡大を目的に優秀な人材の確保及び育成が継続的な課題であり、採用市場の変化を捉えながら採用手法の多様化を進めることで候補者との接点拡大を図るほか、当社グループ事業の独自性や職場としての魅力を訴求することで採用効率の向上及び定着を図ってまいります。

③ サービスのデジタル化に向けての体制構築

マーケティングやコンサルティング、アフターフォローといった価値提供プロセスのデジタル化が中長期的な戦略の実行を加速させるための重要課題であり、ITやテクノロジーに対し深い知見を有する社外リソース等も柔軟に活用しながら、サービス開発体制の構築を図ってまいります。

(5) **主要な事業内容** (2022年3月31日現在)

当社グループは、フィナンシャルパートナー事業の単一セグメントであり、セグメントごとの記載をしておりません。

当社グループが提供する主なサービス別事業は以下のとおりであります。

- ・生命保険の募集による生命保険会社代理店事業
- ・損害保険の募集による損害保険会社代理店事業
- ・金融商品の募集による証券仲介事業
- ・住宅ローンの取次による住宅ローン事業
- ・国内外不動産の取次による不動産仲介事業

(6) **主要な営業所及び工場** (2022年3月31日現在)

① 当社

本 社	東京都渋谷区
大 阪 支 社	大阪府大阪市中央区
名 古 屋 支 社	愛知県名古屋市中区
福 岡 支 社	福岡県福岡市中央区
金 沢 支 社	石川県金沢市

② 子会社

Broad-minded America Properties, Inc.	アメリカ合衆国テキサス州
Broad-minded Texas, L L C	アメリカ合衆国テキサス州
M I R A I 株 式 会 社	東京都渋谷区

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
フィナンシャルパートナー事業	238 (79) 名	9名増 (2名減)

(注) 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（アルバイト・パートタイマーを含み、人材派遣会社からの派遣社員を除く。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
234 (79) 名	8名増 (2名減)	37歳	5.9年

(注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（アルバイト・パートタイマーを含み、人材派遣会社からの派遣社員を除く。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入金の金額に重要性がないため、記載を省略しております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 18,280,000株
- ② 発行済株式の総数 5,395,000株
- ③ 株主数 1,550名
- ④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
伊藤 清	1,844,600株	35.00%
吉橋 正	755,800	14.34
笹川 治 信	740,000	14.04
大西 新 吾	298,900	5.67
メットライフ生命保険株式会社	225,000	4.27
ブロードマインド従業員持株会	119,000	2.26
玉山 洋 祐	109,000	2.07
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	100,000	1.90
小林 義 典	88,100	1.67
楽天証券株式会社	57,300	1.09

- (注) 1. 当社は、自己株式を125,071株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

1. 2021年3月26日に東京証券取引所マザーズ市場に上場したことに伴い、オーバーアロットメントによる売出しに関連して行った2021年4月27日を払込期日とする第三者割当増資による新株式発行により、発行済株式の総数は135,000株増加しております。
2. 新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は90,000株増加しております。
3. 当社は、2021年11月12日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得について決議し、以下のとおり取得いたしました。

ア. 取得対象株式の種類	当社普通株式
イ. 取得した株式の総数	125,000株
ウ. 取得価額	87,858,500円
エ. 取得期間	2021年11月15日～2022年2月17日
オ. 取得理由	株主還元の一環として、また、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策の遂行を可能とするため。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 5 回 新 株 予 約 権	第 6 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2018年7月26日	2018年7月26日
新 株 予 約 権 の 数		1,500個	450個
新 株 予 約 権 の 目 的 と なる 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 150,000株 (新株予約権1個につき 100株)	普通株式 45,000株 (新株予約権1個につき 100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		50円	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 して 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権1個当たり 30,500円 (1株当たり 305円)	新株予約権1個当たり 30,500円 (1株当たり 305円)
権 利 行 使 期 間		2020年6月1日から 2028年7月30日まで	2020年7月27日から 2028年7月26日まで
行 使 の 条 件		(注) 1	(注) 2
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 1,500個 目的となる株式数 150,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 450個 目的となる株式数 45,000株 保有者数 3名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監 査 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

(注) 1. 第5回新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、2020年3月期から2024年3月期までのいずれかの期の当社損益計算書（連結損益計算書を作成した場合には、連結損益計算書とする。）における営業利益が、550,000千円を超過した場合にのみ本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。
- ② 本新株予約権者は、本新株予約権を行使する時まで継続して、当社又は当社の子会社・関連会社の取締役、従業員及び顧問であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ⑤ 本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
2. 第 6 回新株予約権の行使の条件
- ① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職による場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、行使できるものとする。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	伊 藤 清	最高経営責任者
取 締 役	吉 橋 正	ウェルスマネジメント本部長 Broad-minded America Properties, Inc. 代表取締役 Broad-minded Texas, LLC 代表取締役 MIRAI株式会社 代表取締役
取 締 役	大 西 新 吾	ファイナンシャルコンサルティング本部長 リージョナルディベロップメント本部長
取 締 役	鶴 沢 敬 太	ビジネスストラテジー本部長 MIRAI株式会社 取締役
取 締 役	福 森 久 美	公認会計士及び税理士 公認会計士福森久美事務所 代表 日本ラッド株式会社 社外監査役 株式会社ケアサービス 社外監査役
常 勤 監 査 役	小 林 修 介	MIRAI株式会社 監査役
監 査 役	座 間 陽 一 郎	公認会計士及び税理士 公認会計士・税理士座間陽一郎事務所 代表
監 査 役	浅 田 登 志 雄	弁護士 株式会社SPACE WALKER 社外監査役 潮見坂総合法律事務所 パートナー

- (注) 1. 取締役福森久美氏は、社外取締役であります。
2. 監査役小林修介氏、座間陽一郎氏及び浅田登志雄氏は、社外監査役であります。
3. 取締役福森久美氏及び監査役座間陽一郎氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役浅田登志雄氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、社外取締役福森久美氏、社外監査役座間陽一郎氏及び社外監査役浅田登志雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項が定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及びすべての子会社のすべての役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が負担することになる損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約によって填補することとしております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	170,265 (2,850)	170,625 (2,850)	—	—	5 (1)
監 査 役 (うち社外監査役)	12,900 (12,900)	12,900 (12,900)	—	—	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	183,165 (15,750)	183,165 (15,750)	—	—	8 (4)

(注) 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

ロ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について社外取締役及び監査役へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

(基本方針)

取締役の報酬額の算定にあたっては、社内外から優秀な人材を確保し、業績向上に向けた意識を高めることをコンセプトに、社外公平性と社内公正性の二つを考慮した報酬水準をベースに、前年業績や個人別の貢献度及び責任の範囲を勘案した報酬とする。

ハ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役報酬の限度額は、2019年6月27日開催の定時株主総会において、年額500,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は3名です。

監査役報酬の限度額は、2006年2月28日開催の定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。

二. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長伊藤清に対し、各取締役の報酬額の決定を委任しております。その権限の内容は、役位・役職ごとの基準金額に前年業績や個人別の貢献度及び責任の範囲を勘案したうえで各取締役の基本報酬の額を決定することです。委任した理由は、前年業績やその貢献度及び責任の範囲を勘案して行う各取締役の評価は、代表取締役社長が行うことが適していると判断したためであります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役福森久美氏は、公認会計士福森久美事務所の代表、並びに、日本ラッド株式会社及び株式会社ケアサービスの社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・常勤監査役小林修介氏は、子会社であるMIRAI株式会社の監査役であります。
- ・監査役座間陽一郎氏は、公認会計士・税理士座間陽一郎事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役浅田登志雄氏は、株式会社SPACE WALKERの社外監査役及び潮見坂総合法律事務所のパートナー弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

・社外取締役

	出席状況、発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 福 森 久 美	当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、公認会計士としての専門的見地からの発言を行うとともに、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。当事業年度においては、コーポレート・ガバナンスの向上のための助言・指導等を行っております。

・社外監査役

	出席状況及び発言状況
監査役 小 林 修 介	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回、及び監査役会12回のすべてに出席し、長らく保険会社において役員を歴任し培われた豊富な経験・見識、専門的見地からの発言を行っております。
監査役 座 間 陽 一 郎	当事業年度に開催された取締役会13回、及び監査役会12回のすべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。
監査役 浅 田 登 志 雄	当事業年度に開催された取締役会13回、及び監査役会12回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22,050千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,050

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び従業員の業務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 1. 「コンプライアンス基本方針」及び「コンプライアンス規程」、「コンプライアンス委員会規程」等のコンプライアンス体制に係る諸規定を遵守した業務執行を行う。
 2. コンプライアンス室が業法を中心とした法令遵守徹底に向けた取組を統括し、コンプライアンス委員会（執行役員を委員長とし、各営業部門部門長またコンプライアンス担当責任者、コンプライアンス室長、内部監査室長、常勤監査役にて構成されており、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて随時開催）との連携を図りながらコンプライアンスの状況の把握・分析及び執行責任者会議への報告を行う。
 3. コンプライアンスに関する教育・研修を適宜実施し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
 4. 代表取締役社長直轄の内部監査室が、監査役会及び会計監査人との連携・協力のもと内部監査を実施し、業務の適法かつ適切な運営と内部管理の徹底を図る。
 5. 当社及び当社子会社の取締役の業務執行が、法令・定款・規程に違反することなく適正に行われていることを確認するため、監査役による監査を行う。
 6. 事故や不祥事等のコンプライアンス違反を未然に防止することを目的とし、法令上及び社会通念上疑義のある行為に対して従業員が情報提供を行えるよう内部通報制度を設置・運営する。
- ② 取締役の業務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 1. 取締役の業務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」等に基づき、適切に保存及び管理を行う。
 2. 取締役及び監査役は、これらの文書等を、常時閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他体制
 1. 「リスク管理規程」に基づき、取締役及び従業員は不測の事態も含めた事業運営に係る様々なリスクを積極的に予見し、諸リスクの把握、評価に努める。
 2. リスクの種類に応じたリスク責任部門を定め、各業務の深い知見に根差したリスク管理体制を構築する。

3. リスクが発見された際には、ビジネスストラテジー本部長に速やかに報告するものとし、ビジネスストラテジー本部長は当該リスクが経営に重大な影響を及ぼすと判断した場合は、取締役会に報告し、その内容に応じて顧問弁護士、公認会計士等と協議したうえで適切な対応を行う。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われる事を確保するための体制
1. 取締役会の意思決定機能及び業務監督機能と業務執行機能を分離し、各管掌部門における業務執行については「職務分掌規程」及び「職務権限規程」に沿って各執行責任者が担うこととし、月次で開催される取締役会において業務執行の監督と業務執行に係る重要な意思決定を行う。なお、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
 2. 業務執行を円滑に行うために執行責任者会議を月に2回行い、取締役会の審議事項の予備的な審議を行うことで、経営意思の決定や業務執行の迅速化・効率化を図る。
- ⑤ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
1. 「関係会社管理規程」を定め、子会社の自主性を尊重しつつ、重要事項の執行については当社ビジネスストラテジー本部長による指示・管理のもとで当社企業集団としての適正な運営を図る。
 2. 内部監査室は、当社及び当社子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。内部監査室は「内部監査規程」に基づき、当社のみならず子会社も監査対象として定期的に内部監査を実施する。
 3. 上記③の損失の危機に関する事項については、当社企業集団の各社に適用されるものとし、当社において当社企業集団全体のリスクを網羅的かつ統括的に管理する。
- ⑥ 監査役がその業務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項及び従業員の取締役からの独立性に関する事項
1. 監査役は、内部監査室所属の従業員に監査業務に必要な事項を命令できるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員はその命令に関して、取締役の指揮命令は受けないものとする。
 2. 当該従業員に係る人事異動・人事考課等については、監査役の意見を反映して決定するものとする。

- ⑦ 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
 - 1. 監査役は、取締役会のほか、執行責任者会議等重要な会議に出席し、取締役及び従業員から業務執行状況の報告を求めることができる。
 - 2. 取締役及び従業員は、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告するとともに、当社企業集団に著しい損害を及ぼす恐れのある事項を発見したときには、直ちに監査役に報告する。

- ⑧ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況
 - 1. 反社会的勢力との関係・取引・利用を一切行わないことを基本方針とし、その堅持・徹底のため、「反社会的勢力対応マニュアル」を規定し、人事総務部を事務局として体制の整備・教育を実施する。
 - 2. 反社会的勢力から不当な要求を受けた場合には、当該マニュアルに定めるところにより、ビジネスストラテジー本部長を委員長とする「反社会的勢力対策委員会」を設置し、警察等の外部専門機関との連携も適宜図りながら、会社組織全体で毅然とした対応を取る。

- ⑨ その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - 1. 監査役は、監査役監査の実効性を高めるため、代表取締役社長と定期的に意見交換を行う。
 - 2. 監査役は、定期的に会計監査人及び内部監査室と連携をとり、監査役監査を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 「取締役会規程」に基づき、毎月1回の定期取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催しており、当事業年度においては13回の取締役会を開催いたしました。取締役会では、月次決算及び業務執行に係る報告がなされており、取締役が相互に業務執行状況の監視・監督を行っております。

- ② 「監査役会規程」に基づき、毎月1回の定期監査役会及び必要に応じて臨時監査役会を開催しており、当事業年度においては12回の監査役会を開催いたしました。監査役会においては、監査計画の策定及びその実施状況について情報を共有するとともに、内部監査室と随時意見交換や情報共有を行うなど連携を図っております。監査役は、毎期策定される監査計画書に基づき、取締役会を含む重要な会議への出席、実地監査、意見聴取を行い、内部統制システムの整備・運用状況を中心に業務活動全般にわたり監査を実施しております。また、会計監査人と定期的に意見交換を行い、より実効性の高い監査の実施に努めております。
- ③ 内部監査室は、毎期内部監査計画を策定し、当該計画に基づき全部門対象とした内部監査を実施しており、より実効性の高い監査体制を実現するため定期的に監査役、会計監査人との意見交換を行っております。また、内部監査の結果については、代表取締役社長へ都度報告するとともに、改善状況に関するフォローアップも行っております。
- ④ 当社では、コンプライアンス室が主管となってグループ全体のコンプライアンス体制の強化・推進を目的に、社内業務の定期的なモニタリング及び研修等を通して企業活動における法令遵守・営業活動上の諸問題の解決に向け対応しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,577,636	流動負債	948,428
現金及び預金	2,513,633	短期借入金	50,000
売掛金	282,756	未払法人税等	137,911
契約資産	382,846	契約負債	204,558
販売用不動産	260,568	賞与引当金	208,859
仕掛販売用不動産	88,080	返金負債	99,160
その他	49,752	未払金	148,482
固定資産	486,682	その他	99,455
有形固定資産	62,412	固定負債	2,800
建物	97,843	資産除去債務	2,800
工具、器具及び備品	52,416	負債合計	951,228
減価償却累計額	△87,846	(純資産の部)	
無形固定資産	30,585	株主資本	3,066,689
その他	30,585	資本金	571,376
投資その他の資産	393,683	資本剰余金	471,376
投資有価証券	143,082	利益剰余金	2,111,868
繰延税金資産	105,320	自己株式	△87,931
その他	145,280	その他の包括利益累計額	46,076
資産合計	4,064,318	為替換算調整勘定	46,076
		新株予約権	325
		純資産合計	3,113,090
		負債純資産合計	4,064,318

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		3,622,255
売上原価		275,263
売上総利益		3,346,991
販売費及び一般管理費		2,855,516
営業利益		491,474
受取利息	7,973	
匿名組合投資利益	7,769	
保険解約返戻金	10,237	
その他	652	
営業外費用	1,189	27,821
支払利息	4,048	
株式交付	1,058	
その他	558	5,665
経常利益		513,630
減損	5,035	5,035
税金等調整前当期純利益		508,595
法人税、住民税及び事業税	200,354	
法人税等調整額	△19,264	181,089
当期純利益		327,505
親会社株主に帰属する当期純利益		327,505

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	507,350	407,350	1,778,414	-	2,693,114
会計方針の変更による 累積的影響額			31,798		31,798
会計方針の変更を 反映した当期首残高	507,350	407,350	1,810,212	-	2,724,912
当連結会計年度変動額					
新株の発行	64,026	64,026			128,052
剰余金の配当			△25,850		△25,850
親会社株主に帰属する 当期純利益			327,505		327,505
自己株式の取得				△87,931	△87,931
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)					-
当連結会計年度変動額合計	64,026	64,026	301,655	△87,931	341,776
当連結会計年度末残高	571,376	471,376	2,111,868	△87,931	3,066,689

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当連結会計年度期首残高	10,608	10,608	325	2,704,048
会計方針の変更による 累積的影響額				31,798
会計方針の変更を 反映した当期首残高	10,608	10,608	325	2,735,846
当連結会計年度変動額				
新株の発行				128,052
剰余金の配当				△25,850
親会社株主に帰属する 当期純利益				327,505
自己株式の取得				△87,931
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)	35,467	35,467		35,467
当連結会計年度変動額合計	35,467	35,467	-	377,243
当連結会計年度末残高	46,076	46,076	325	3,113,090

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,037,144	流動負債	856,307
現金及び預金	2,008,118	未払金	145,504
売掛金	282,816	未払法人税等	108,531
契約資産	382,846	契約負債	204,558
前払費用	27,552	預り金	25,904
未収収益	1,282	保険料預り金	21,072
1年内回収予定の関係会社 長期貸付金	311,144	賞与引当金	205,917
その他	23,383	返金負債	99,160
固定資産	672,386	その他	45,658
有形固定資産	62,412	固定負債	2,800
建物	97,843	資産除去債務	2,800
工具、器具及び備品	52,416	負債合計	859,107
減価償却累計額	△87,846	(純資産の部)	
無形固定資産	30,585	株主資本	2,850,099
商標権	12,719	資本金	571,376
ソフトウェア	17,866	資本剰余金	471,376
投資その他の資産	579,388	資本準備金	471,376
投資有価証券	143,082	利益剰余金	1,895,278
関係会社株式	187,065	その他利益剰余金	1,895,278
出資金	10	繰越利益剰余金	1,895,278
長期前払費用	6,601	自己株式	△87,931
繰延税金資産	104,740	新株予約権	325
その他	137,889	純資産合計	2,850,424
資産合計	3,709,531	負債純資産合計	3,709,531

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
営 業 収 益	3,184,621
営 業 費 用	2,814,107
営 業 利 益	370,514
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	8,643
匿 名 組 合 投 資 利 益	7,769
保 険 解 約 返 戻 金	10,237
経 営 指 導 料	6,000
為 替 差 益	634
そ の 他	3,588
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	3,583
株 式 交 付 費	1,058
そ の 他	530
経 常 利 益	402,216
特 別 損 失	
減 損 損 失	4,226
税 引 前 当 期 純 利 益	397,990
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	163,149
法 人 税 等 調 整 額	△16,086
当 期 純 利 益	250,928

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						新株予約権	純資産合計	
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式			株 主 資 本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当 期 首 残 高	507,350	407,350	407,350	1,638,401	1,638,401	-	2,553,101	325	2,553,426
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 積 累 的 影 響 額				31,798	31,798		31,798		31,798
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	507,350	407,350	407,350	1,670,200	1,670,200	-	2,584,900	325	2,585,225
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行	64,026	64,026	64,026				128,052		128,052
剰 余 金 の 配 当				△25,850	△25,850		△25,850		△25,850
当 期 純 利 益				250,928	250,928		250,928		250,928
自 己 株 式 の 取 得						△87,931	△87,931		△87,931
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)									-
当 期 変 動 額 合 計	64,026	64,026	64,026	225,078	225,078	△87,931	265,198	-	265,198
当 期 末 残 高	571,376	471,376	471,376	1,895,278	1,895,278	△87,931	2,850,099	325	2,850,424

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

ブロードマインド株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任 社員	公認会計士	岩 崎	剛 ㊟
業務執行社員			
指定有限責任 社員	公認会計士	下 川	高 史 ㊟
業務執行社員			

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ブロードマインド株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブロードマインド株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

ブロードマインド株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任
社員 公認会計士 岩 崎 剛 ㊞
業務執行社員
指定有限責任
社員 公認会計士 下 川 高 史 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ブロードマインド株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月19日

ブロードマインド株式会社 監査役会
常勤社外監査役 小林 修介 ㊟
社外監査役 座間 陽一郎 ㊟
社外監査役 浅田 登志雄 ㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第21期の期末配当をいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金16円 総額 84,318,864円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社及び当社子会社の事業内容の拡大及び今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）に目的事項の追加を行い、号文の新設に伴い号数の繰り下げを行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。
 - ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
 - ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
 - ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2条 (目的) (条文省略)</p> <p>1. ~17. (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>18. ~23. (条文省略)</p> <p>第14条 (株主総会参考書類等のインターネット開示と みなし提供)</p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会 参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算 書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報 を、法務省令に定めるところに従いインター ネットを利用する方法で開示することによ り、株主に対して提供したものとみなすこと ができる。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>第2条 (目的) (現行どおり)</p> <p>1. ~17. (現行どおり)</p> <p><u>18. 投資助言・代理業</u></p> <p><u>19. 不動産投資顧問業</u></p> <p><u>20. 信託契約代理業</u></p> <p><u>21. 遺産整理、成年後見制度、相続対策に関するコン サルティング業務</u></p> <p>22. ~27. (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>第14条 (電子提供措置等)</p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会 参考書類等の内容である情報について電子提 供措置をとる。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法 務省令で定めるものの全部又は一部につい て、議決権の基準日までに書面交付請求をし た株主に対して交付する書面に記載しないこ とができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設) (新 設)	<p>(附則)</p> <p><u>第1条 (株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u> <u>現行定款第14条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除及び定款変更案第14条 (電子提供措置等) の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) は、なお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社の株式数
1	いとう きよし 伊 藤 清 (1965年8月23日)	1988年4月 日本電気株式会社入社 1989年1月 日新製糖株式会社入社 1996年9月 ソニー生命保険株式会社入社 2002年1月 当社設立代表取締役社長就任（現任）	1,844,600株
2	よしはし ただし 吉 橋 正 (1969年1月21日)	1991年4月 株式会社アシスト入社 1998年1月 ソニー生命保険株式会社入社 2003年2月 当社取締役就任（現任） 2016年4月 当社ウェルスマネジメント本部長（現任） 2016年9月 Broad-minded America Properties, Inc.代表取締役社長就任（現任） Broad-minded Texas, LLC代表取締役社長就任（現任） 2020年10月 MIRAI株式会社代表取締役社長就任（現任）	755,800株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	おおにし しんご 大西新吾 (1966年6月30日)	1989年4月 株式会社電通入社 2006年4月 当社入社 ファイナンシャルコンサルテ ィング本部マーケティング部長 2007年4月 当社社長室長 2008年4月 当社マーケティング本部長 2008年6月 当社取締役就任(現任) 2012年1月 当社ビジネスストラテジー本部長 2016年4月 ファイナンシャルコンサルティング本 部長(現任) 2019年4月 リージョナルディベロップメント本部長 (現任)	298,900株
4	うざわ けいた 鵜沢敬太 (1983年3月7日)	2005年4月 三井住友海上火災保険株式会社入社 2007年6月 株式会社ヒューマンベシック取締役就 任 2008年5月 当社入社 マーケティング部 2009年4月 当社社長室 2012年4月 当社経営企画室 2013年4月 当社経営企画室兼人事部 2016年4月 当社ビジネスストラテジー本部長 2016年8月 当社ビジネスストラテジー本部長兼リー ジョナルディベロップメント本部長 2016年10月 当社ビジネスストラテジー本部長兼リー ジョナルディベロップメント本部長 執 行役員 2019年4月 当社ビジネスストラテジー本部長(現 任) 執行役員 2020年6月 当社取締役就任(現任) 2020年10月 MIRAI株式会社取締役就任(現任)	16,600株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社の株式数
5	ふくもり ひさみ 福 森 久 美 (1952年12月13日)	1982年3月 公認会計士登録 (7546号) 1982年4月 日本合同ファイナンス (現、ジャフコグループ株式会社) 入社 1997年6月 同社取締役 2001年6月 同社常務取締役 2004年4月 株式会社ヴィクトリア代表取締役社長就任 2005年5月 株式会社ジャフコ (現、ジャフコグループ株式会社) 常務執行役員就任 2006年6月 同社常勤監査役就任 2011年4月 公認会計士福森久美事務所開設 2011年6月 株式会社フェローテック (現、株式会社フェローテックホールディングス) 社外監査役就任 2013年6月 東京エレクトロニクス株式会社社外監査役就任 2015年6月 日本ラッド株式会社社外監査役就任 (現任) 2019年6月 株式会社ケアサービス社外監査役 (現任) 当社社外取締役就任 (現任)	-株
<p>【選任理由及び期待される役割の概要】</p> <p>福森久美氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は公認会計士であり、公認会計士として培われた豊富な経験と高い見識を、今後の当社経営基盤の強化のために活かしていただき、適時アドバイスを頂くことを期待したためであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はございません。
2. 福森久美氏は、社外取締役候補者であります。
3. 福森久美氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終了の時をもって3年となります。
4. 当社と福森久美氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。同氏が再任された場合、当社は同氏との間で当該責任限定契約を継続する予

- 定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が負担することになる損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
 6. 当社は、福森久美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬支給の件

当社の取締役の報酬等の額は、2019年6月27日開催の第18回定時株主総会において、年額5億円以内（ただし、使用人分給与は含みません。）とご承認いただいて今日に至っております。

今般、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入するものとし、上記の報酬枠の内枠として、新たに譲渡制限付株式を報酬として支給することにつき、ご承認をお願いいたします。

なお、現在の取締役は5名（うち、社外取締役1名）であり、本株主総会で第3号議案が承認可決されましても、その員数に変更はありません。

対象取締役に対して割当てる譲渡制限付株式の内容は以下のとおりです。

1. 本制度の概要

対象取締役は、原則として毎事業年度、当社の取締役会決議に基づき当社の普通株式について発行又は処分を受けるものといたします。

本制度により譲渡制限付株式の割当てのために発行又は処分される当社普通株式の総数は年間最大30,000株、年額60百万円以内（ただし、使用人分給与は含みません。）といたします。ただし、本株主総会の決議日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものといたします。

なお、本制度に基づき対象取締役に対して普通株式を発行又は処分するに当たっては、対象取締役は金銭の払込み等を要しないものとします。また、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結するものといたします（本割当契約により割当てを受けた普通株式を、以下、「本割当株式」といいます。）。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当株式の払込期日から3年間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものといたします。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が、本割当株式の払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までの間、継続して、当社の取締役その他の当社の取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

ただし、対象取締役が、本割当株式の払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の

時までの間、正当な理由により退任又は退職等した場合又は死亡により退任又は退職した場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものいたします。

(3) 無償取得事由

対象取締役が、本譲渡制限期間中、正当な理由によらず退任又は退職等した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。

また、上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものいたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものいたします。

2. 譲渡制限付株式を割当てることが相当である理由

当社は2021年5月20日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告16ページに記載のとおりであります。本議案をご承認いただいた場合、当該方針を本制度を含む内容に改定することを予定しております。また、譲渡制限付株式の価値を付与に係る取締役会決議時点の時価で評価した金額は年額60百万円以内とすること、当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は年30,000株を上限としており、発行済株式総数(2022年3月31日現在5,395,000株)に対する希釈化率は0.56%程度と軽微であることから、本制度に基づく譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

なお、本制度により対象取締役に割当てられた株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号 渋谷東口ビル 1階
TKPガーデンシティ渋谷 ホールA
電話番号 03-6418-1073



- 交通 ● JR山手線・埼京線・湘南新宿ライン「渋谷」駅
東口より徒歩3分
- 東京メトロ銀座線・半蔵門線・副都心線「渋谷」駅
15番出口より徒歩2分
- 東急東横線・田園都市線「渋谷」駅
ヒカリエ方面連絡通路より徒歩3分
- 京王井の頭線「渋谷」駅
中央口より徒歩6分